

岐阜県公報

号外十九 令和三年四月一日

目 次

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める額の指定に関する告示の一部改正
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正
岐阜県証紙発行の指定及び承認に関する告示の一
部改正

(職員厚生課)

一
ページ

(同)
(出納管理課)

二
二

岐阜県告示第百七十六号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第一百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和三年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年

金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

表を次のように改める。

年 齢	階 层	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満		五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満		五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満		六、一六四円	一四、三三二円
三十歳以上三十五歳未満		六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満		六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満		七、〇七〇円	二一、六〇一円

四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	一一、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	一五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	一五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	一〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

岐阜県告示第百七十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万一千六百五十円」に、「七万一千九百九十円」を「七万三千九百円」に改め、同表隨時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

岐阜県告示第百七十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「岐阜市職員互助会」を削る。